

3 裁判員制度

司法への国民の信頼を確保するために、国民に身近な司法を目指し、国民の司法参加が重視され、2009年5月から裁判員制度が施行された。その裁判員制度の合憲性が問題となった判例（最大判平23.11.16）がある。



Point 裁判員制度の合憲性（最大判平23.11.16）

- 憲法は刑事裁判における国民の司法参加を許容しており、憲法の定める適正な刑事裁判を実現するための諸原則が確保されている限り、その内容を立法政策に委ねている。
- 裁判官でない裁判員が裁判体の構成員となる裁判員制度は、その仕組みを考慮すれば、公平な「裁判所」における法と証拠に基づく適正な裁判が行われること（憲法31条、32条、37条1項）は制度的に十分保障されている上、裁判官は刑事裁判の基本的な担い手とされているものと認められ、憲法が定める刑事裁判の諸原則を確保する上での支障はないから、憲法31条、32条、37条1項、76条1項、80条1項に違反しない。
- 憲法76条3項は、裁判官の職権行使の独立性を保障することにより、他からの干渉や圧力を受けることなく、裁判が法に基づき公正中立に行われることを保障しようとするものであるが、裁判員制度の下においても、法令の解釈に係る判断や訴訟手続に関する判断を裁判官の権限にするなど、裁判官を裁判の基本的な担い手として、法に基づく公正中立な裁判の実現が図られている点からも、裁判員制度は、76条3項の趣旨に反しない。
- 裁判員制度による裁判体は、地方裁判所に属するものであり、その第1審判決に対しては、高等裁判所への控訴および最高裁判所への上告が認められており、裁判官と裁判員によって構成された裁判体は、憲法76条2項前段が禁ずる「特別裁判所」に当たらない。
- 裁判員制度は国民に裁判員としての職務を負わせることになるが、①裁判員の職務等が司法権の行使に対する国民の参加という点で参政権と同様の権限を国民に付与することであること、②国民の負担を過重にしないという観点から、裁判員となることを辞退できる者を類型化していることなどから、裁判員の職務等は、憲法18条後段が禁ずる「苦役」に当たらない。